

## 大船渡市電子入札運用基準

### 1 趣旨

この運用基準は、電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、市営建設工事に係る電子入札実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

この運用基準において用いる用語の定義は、次に定めるところによる。

#### (1) 入札情報公開システム

発注情報、入札及び契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するシステムをいう。

#### (2) ヘルプデスク

電子入札システムに関し、入札参加者からの利用方法や障害発生時の対処方法などの問い合わせに一括して対応するために設置する窓口をいう。

### 3 運用時間

(1) 電子入札システム及び入札情報公開システムの運用時間は、大船渡市の休日に関する条例（平成4年6月30日条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除き、次の時間帯とする。

#### 電子入札システム

発注機関 午前8時30分から午後8時まで

入札参加者 午前8時30分から午後8時まで

#### 入札情報公開システム

発注機関 午前8時30分から午後8時まで

入札参加者 午前6時から午後11時まで

(2) ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

### 4 利用者登録

#### (1) 電子入札システムへの利用者登録

入札参加者は、初めて電子入札システムを利用する場合及びICカードを更新した場合には、電子入札システムにより利用者登録を行わなければならない。

#### (2) 企業情報等の変更

入札参加者は、電子入札システムに登録した企業情報、代表窓口情報及びICカード利用部署情報に変更が生じた場合は、その都度当該変更内容の登録を行わなければならない。

#### (3) ICカードの名義・住所の変更

入札参加者は、現在使用しているICカードの名義及び住所の変更が生じた場合には、新規に使用するICカードへの更新登録を速やかに行わなければならない。ただし、市

町村合併等による住居表示の変更にあつては、この限りでない。

## 5 電子ファイルの作成基準

### (1) 使用アプリケーションソフト及びバージョンの指定

電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は次のいずれかを指定する。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	doc 形式又は docx 形式
2	Microsoft Excel	xls 形式 xlsx 形式
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル (Acrobat5 以上のバージョンで作成したもの) 画像ファイル (JPEG 形式, GIF 形式) 上記に加え契約担当課長が認めたファイル形式

### (2) 圧縮方法の指定

電子ファイル圧縮を認める場合は、ZIP 形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。また、提出する圧縮ファイルには、パスワードの設定をしないこととする。

### (3) ウィルス感染ファイルの取扱い

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成し、添付する際に、必ずウィルスチェックを行うものとする。発注者は、入札参加者から提出された電子ファイルへのウィルス感染が判明した場合には、直ちに閲覧等を中止し、ウィルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、再提出の方法について協議するものとする。

## 6 入札参加申請等の取扱い

### (1) 競争入札参加申請等の方法

条件付一般競争入札に係る入札参加認申請等は、原則として電子入札システムにより受付けるものとする。この場合、申請に必要な添付資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、5 (1)の規定によるものとする。

ただし、電子ファイルとして提出する添付資料の容量が圧縮後において3MBを超える場合には、添付資料については別途、持参又は郵送することを認めるものとする。

### (2) 添付資料を別途持参する場合の取扱い

提出期限は、電子入札システムによる入札締切日時と同一とする。

## 7 入札書等の取扱い

### (1) 入札書等の受付

ア 入札書は、電子くじのくじ番号が付され、かつ実施要領第2第6号の工事費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めた場合には、これが添付されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

イ 内訳書の作成に使用するアプリケーションソフトは Microsoft Excel とし、保存す

るファイルの形式は、5(1)によるものとする。

## (2) 留意事項

入札参加者は、適正な入札書等の提出がなされるよう次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力は正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。

イ 入札締切日時までに入札書の提出が完了するよう時間に余裕をもって処理を行うこと。

ウ 入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知により確認すること。

## 8 紙入札の取扱い

### (1) 紙入札承認の基準

発注者は、入札参加者から紙入札参加承諾願（様式第1号）が提出されたときは、次のいずれかに該当する場合に限り、紙入札によることを認めることができる。ただし、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めないものとする。なお、入札に係る手続については発注者の指示に従うこととする。

ア 天災、広域的又は地域的停電、プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害その他入札参加者の責によらない事由により電子入札システムの利用ができない場合

イ ICカードの紛失、破損、閉塞、盗難又は名義人等の変更等により、当該カードが利用できない場合で、再発行の手続を行っているとき

ウ その他やむを得ない事由により電子入札システムの利用ができない場合で、発注者が特に認める場合

### (2) 発注者の都合による紙入札への変更

電子入札の手続開始後、発注者の都合（システム障害等）により紙入札に変更できるものとする。この場合、入札参加者に対し電話又はファクシミリ等により連絡するものとする。

### (3) 締切日時

紙入札により参加する場合の締切日時は、電子入札システムの入札締切日時と同じとし、期限までに入札書（様式第2号）（工事費内訳書を含む。）を封筒に入れ、件名及び称号等を記載のうえ封緘し、契約担当課に持参することとする。ただし、発注者の都合による紙入札への変更の場合は、発注者は入札書等の提出期限を別途指定することができる。

### (4) 紙入札に移行する場合の取扱い

ア 発注者は、紙入札での参加を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として登録するものとする。

イ 発注者は、紙入札業者としての登録後においては電子入札での入札手続きを行わないよう指示するものとする。

ウ 発注者は、紙入札により入札参加申込した後の電子入札への変更は認めないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとする。

して取り扱うこととし、別途交付又は受領手続きは要しないものとする。

エ 紙入札業者は、入札書にあらかじめ電子くじを適用する場合のくじ番号（任意の3桁の数字）を記載するものとし、入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号は「000」として取り扱うものとする。

## 9 開札

### (1) 開札時期

開札は、事前に設定した開札予定日時に速やかに行うものとする。

### (2) 開札が長引いた場合の入札参加者への連絡

開札予定時間から落札決定通知の発行までの手続きが著しく遅延する場合には、必要に応じ、入札参加者に対し電子入札システム等により状況の情報提供を行うものとする。

### (3) 入札書提出後の辞退

電子入札システムにより提出された入札書及び内訳書は、いかなる時点においても書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

### (4) くじになった場合の取扱い

ア 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者等を決定するものとする。

イ 電子くじの利用が困難な場合には、別途契約検査室次長が指定する場所及び日時においてくじ引きにより決定することとし、別途くじを実施する旨及び対象入札参加者名、入札金額等並びにくじの実施日について当該入札参加者全員に通知を行う。

### (5) 入札参加者側の障害により入札締切日時及び開札日時を延長する場合の基準及び取扱い

ア 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。直ちに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに起因する障害等により、入札締切日時及び開札日時の変更を行うことができるものとする。

(ア) 天災

(イ) 広域・地域的停電

(ウ) プロバイダ・通信事業者に起因する通信障害

(エ) 認証局に起因する障害

(オ) その他時間延長が妥当であると認められた場合（ただし、ICカードの紛失又は破損、端末の不具合入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

イ 変更後の入札締切日時及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

### (6) 発注者側の障害により入札締切日時及び開札日時を延長する場合の取扱い

ア 発注者側の障害が発生した場合は、障害復旧の見込み等について調査を行い、入札

締切日時及び開札日時の変更を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に変更することができる。

イ 復旧の見込みがあるが、変更後の入札締切日時及び開札日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知を送信するものとし、正式な日時が決定した場合には、再度変更通知を送信する。この場合において、これらの通知を送信できない場合は、電話等で連絡する。

(7) 開札の中止

開札を中止する場合には、電話又はファクシミリ等により、当該案件に入札書を提出している入札参加者全員に対し、開札を中止する旨の通知を行うものとする。

10 その他

この運用基準に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この基準は、令和7年1月6日から適用する。